

# 水質汚濁に係る農薬登録基準設定 環境省



中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会は、今般、新規に登録申請された農薬(エチプロール)に関し、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定について報告を取りまとめました。

環境大臣は、農薬取締法第3条第2項の規定に基づき、申請された農薬を登録するかどうかを判断する際の基準(登録保留基準)を設定することになっています。

今回、エチプロール(用途:殺虫剤、基準値:0.1mg/L)について水質汚濁に係る登録保留基準を設定することにつき、農薬専門委員会報告が取りまとめられました。

本報告は、パブリックコメント手続後、平成16年11月29日に開催される土壌農薬部会の審議を経た後、中央環境審議会より環境大臣に答申される予定です。部会報告に基づく答申を受けて、12月中を目途に必要な告示の改正を行い、登録保留基準値を設定することとしています。

資料:2004年10月19日付 環境省ホームページ

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

